

令和3年度法教育セミナー

令和3(2021)年8月17日  
福岡ファッションビル

# 契約をめぐる紛争の予防および解決と法教育

---

京都大学大学院法学研究科教授 笠井正俊  
(民事訴訟法等の民事手続法の分野を専攻しています)



本日お話ししたいこと

○本日の法教育セミナーのテーマ「来年4月に迫った成年年齢引下げに向けて」

2022年(令和4年)4月1日に民法4条の改正が施行される。

- ・「年齢十八歳をもって、成年とする。」(現在は「二十歳」)
- ・未成年者が法定代理人の同意を得ずにした法律行為(契約を含む。)は、取り消すことができる。(←民法5条1項本文・2項)

○契約をすると、法律的にどんな結果となるか = 権利と義務が生まれる。

⇒契約をすると、当事者は、法律上、権利を持ち、義務を負う。

=「権利」を持つことの素晴らしさと「義務」を負うことの重さ

⇒成年年齢の引き下げが持つ意味について考える。取り消すことができれば権利義務が消滅するが.....

=取り消せない契約をすることによる責任 ←自己決定に基づく自己責任

○権利や義務の意味、紛争を予防することの大切さ、紛争になった後の解決手続等

—これらと、その基礎にある「法的なものの考え方」を生徒に学んでもらうための法教育

○20歳であれ18歳であれ、取り消したくなるような契約を締結しないようにする教育も重要

# 契約：当事者双方の意思表示が合致することにより成立する法律行為



※法律行為：当事者の意思表示を不可欠の要件とし、その意思表示の内容に基づいて権利の変動（発生等）という法的な効果が認められる行為。法律行為が法律要件となり、その法律効果として権利が変動（発生等）する。契約のほか、単独行為（遺言等）も法律行為の一種である。

当事者双方に法的な権利と義務が生ずる（←双務契約の場合）

＝義務者はその義務を履行しなければならない（法的拘束力）

「契約は守られなければならない」←私的自治の原則の具体化としての契約自由の原則に基づいて、自己決定に基づく自己責任が導かれる。

双務契約の例：売買契約，賃貸借契約，雇用契約（労働契約）


一方に権利のみ，他方に義務のみが生ずる片務契約もある（贈与契約，消費貸借契約等）

「法的な権利と義務」や「法的拘束力」の具体的帰結は？－義務の履行を強制されるということ。  
＝権利があると主張する者（原告）が義務を負うと考える相手（被告）に対して裁判所に訴えを起し、裁判所が原告の主張を認めれば、被告に対して義務を履行するよう命ずる判決をすることになる。判決が確定（等）したにもかかわらず、被告が従わなければ、原告は、裁判所に強制執行をするよう申し立てることができる。

↑国家は、私的自治を尊重し、契約の効果として発生した権利を保護しなければならない。

# 成年年齢の引下げが実施された理由・意義

※笹井朋昭=木村太郎『一問一答 成年年齢引下げ』(商事法務・2019年)9頁～13頁参照

- ・18歳・19歳の人たちへの参政権(選挙権等)の付与
    - ←少子高齢化が急速に進行する日本で、将来を担う18歳・19歳の若年者を、その積極的な社会参加を促すなどの観点から、一人前の大人と見て、将来の国づくりの中心とする。
  - ⇒市民生活の基本法である民法でも、自ら就労して得た金銭などを自らの判断で取引に使う、自ら居所を定めたり、希望する職業に就いたりすることなどができる独立の主体としてこれらの人たちを位置づけ、経済取引の面でも一人前の大人として扱う。(法制度としての一貫性)
  - ・18歳・19歳の人たちの実情として、大学入学や就職を機に独立した主体として生活する人も多い。アルバイトを含め、何らかの形で就労している人が多い。
  - ⇒単独で契約を締結することができるようにすることが、これらの人たちの経済活動に有意義
-  ・若年者の自己決定権を尊重し、自らその生き方を選択することができるようにする。  
・若年者の積極的な活躍により、社会に活力をもたらす。
- ・諸外国の状況(例:OECD加盟国35か国中31か国で成年年齢と選挙権年齢が18歳)
  - ・平成20年及び21年の学習指導要領の改訂で学校での消費者教育、法教育等が充実

# 法的紛争の予防と解決

○紛争を予防するために: 契約の内容をよく確かめる。.....**契約書**の作成・取り交わし  
自分に必要な契約かどうかをよく考える。

等々, 当たり前のことを当たり前にする

(契約書の存否は原則として法律効果の発生に影響しないが, 紛争になった場合の重要な証拠となる。)

※「予防法学」という言葉も使われることがある。

## ○民事上の紛争を解決するための方法・手続

### [前提]紛争の発生とその解決方法・手続の必要性

- ・社会生活において, いくら予防を試みても, 實際上, 紛争の発生は不可避
  - ・自力救済(自らの実力による権利の実現, 確保, 回復等)の禁止・限定
  - ・紛争解決の正統性[正当性]の根拠
    - **中立的解決機関, 正当な解決内容の基準, 正当な手続** ⇒ 法的な制度
    - 紛争発生後の**当事者の合意**も紛争解決の正統性の根拠となる...合意を促す法的制度も
- ⇒ **国家による法的な紛争解決制度の必要性** (「社会あるところに法あり」)

# 法的紛争の予防と解決（続き）

## ○民事上の紛争を解決するための方法・手続

(1) **交渉** → 民法695条, 696条の和解(=裁判外の和解)

・和解の内容を簡易裁判所又は公証人役場で法的な強制力のある(強制執行のできる)文書にする制度もある。

(2) **調停, 和解のあっせん**: 第三者の仲介による当事者間の合意による解決 [規律の内容が合意に基づく]

①裁判所での制度: 民事調停, 家事調停等

②行政機関や独立行政法人での制度: その例として,

・消費者契約に関するものとして, 国民生活センターによる和解の仲介等

・労働契約に関するものとして, 厚生労働省の都道府県労働局によるあっせん, 各道府県の労働委員会によるあっせん等

③民間が実施する和解あっせんの手続:

・弁護士会が設置する紛争解決センター等

・「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」による法務大臣の認証を受けた民間ADR事業者によるもの

※裁判所による裁判以外の紛争解決方法を「裁判外紛争解決[処理]」又は「代替的紛争解決[処理]」

(Alternative Dispute Resolution (ADR))という。

(3) **仲裁**: 当事者の合意(仲裁合意)に権限の基礎を有する第三者の裁定(仲裁判断)による解決

[手続を用いることが合意に基づく] ...法律用語として「調停」と「仲裁」は截然と区別される

(4) **裁判**: 法的な権威を有する第三者の判定(裁定)

この第三者は, 国家機関であるのが通常であり, 裁判所を念頭に置く。「法的な権威を有する」とは, その手続を用いることや, その結果生ずる規律の内容について, 当事者の合意に基づく必要がない(強制的である)ことを意味する。



まとめに代えて：「法的なものの考え方」とは 私が考える「考え方」にすぎないのですが…

社会において、人々が自由に活動するためのニーズに応えたり、秩序を維持したり、各種の負担と利益とを人々に分配したり、課題や紛争を解決したりするに際し、公正なルールに基づくこと、及び、適正な手続を踏むことを重視する考え方

←人々が互いに自由に、かつ、平穩に共存できる社会を創り、維持し、発展させることができるようにする。

「公正なルール」: その代表的な一つに国が定める「法律」がある。

法律のうち、解決内容の基準を定めるものを「実体法」、手続の進め方を定めるものを「手続法」という【5頁参照】。

…法律については、具体的な事象に適用する際に解釈が必要となり、その解釈に当たっては、条文の文言とともにその法律の目的や制度趣旨を十分に考慮して、理論的な理由づけをもって結論を導くことが必要となる。判例も、そういった作業を経て作られている。法的なものの考え方においては、このような理論的な理由づけがとても大事。

ただし、法解釈に際しては、常識や社会通念といわれるものとの関係で、結論の妥当性が常に検証される。稀にはあるが、条文の文言や制度の内容から理論的に推すことで得られる結論が具体的な事象との関係で妥当性を欠くとみられることがあり、そのような場合には、より抽象的な一般原則(権利濫用, 信義誠実, 公平公正, 正義)等で結論を是正することがある。

いずれの場合でも、裁判その他の正当な手続をきちんと踏むことが必要【6頁参照】。さらに、既存の法律や判例で対応できない事象やニーズが生じた場合には、新たなルールを作るために法律を改正したり、新しい法律を作って制度を創設したりする必要が生ずる。そのルールの内容も憲法という、より高次のルールによって限界づけられる。

そして、法律の制定、解釈、執行は、憲法や法律が定める立法、司法、行政の手続を経て実施される。立法の手続、裁判の手続、及び行政の手続は、それぞれが適正である必要がある。

適正な手続であることの重要な要件

- それを動かす手続主宰者が合理的な制度に基づいて選任されていること
- 従うべき手続ルール(手続法)によって進められること
- 利害関係人が適切な情報に基づいて主体的に関与できること など

おまけ 【来年の事案】以前、京都の高校で民事模擬裁判の材料としたもの。時点を令和4年に設定し、年齢を若くするなどした。  
(趣旨) 法的事案を材料にして、それぞれの立場で主張や立証を組み立て、議論することで、思考力、判断力、表現力を養う。

Aは、今年(令和4年)4月に16歳になった高校1年生である。Aは、将来のために英会話ができるようになりたいと思っていたところ、同年5月のある日、高校の最寄り駅近くのビルで「英会話教材説明販売会」という催しが開かれていることに気づき、その会場を訪れた。この催しは、その会場をB株式会社が借りて行っていたものである。そして、そこでの販売担当者Cの説明を聞いて、とても役に立ちそうな教材であり、英会話を身につけるチャンスだと感じた。また、値段は20万円が高すぎるかもしれないと思ったものの、アルバイト収入から月々1万円ずつ1年8か月間支払えば買えるものであったので、何とか支払えるだろうと思った。そこで、Aは、当日、その会場で、B株式会社から代金20万円で購入する契約を締結し、教材セットを受け取った。代金は月々1万円ずつ20か月にわたって分割払いすることになった。

Aは、5月分から7月分まで分割代金計3万円を支払ったが、8月になって、このまま代金を支払い続けるほどの値打ちはなかったのではないかと教材を購入したことを後悔するようになり、契約を取り消し、教材を返却して3万円の返還を求めたいと考えるようになった。(なお、この契約について割賦販売法上の問題は起こらないものとする。)

(Aの言い分) Aは契約時16歳で未成年であり、両親の同意も得ずに契約をしたのであるから、この売買契約を民法5条2項により取り消せる。

(B社の言い分) Aは、契約の際に作成した教材購入申込書の生年月日と年齢欄に平成16年4月生まれの18歳と記載している。すなわち、Aは成年に達していると契約時に述べていたのであり、民法21条は「制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。」と定めているので、Aはこの契約を取り消せない。

(Aの言い分) 契約書にそのような記載があることは認める。Aは、契約時、販売担当者のCに対して、自分は平成18年4月生まれの16歳であると本当のことを言っていた。しかし、Cから、「形式だけのことだから、平成16年生まれの18歳と記載するように」と言われたため、「そういうものか」と思って深く考えずにそのように書いたのである。したがって、B社の販売担当者であるCはAが16歳であることを知っていたのであり、民法21条が定める場合には当たらず、Aは契約を取り消すことができる。

(B社の言い分) CがAにそのようなことを言った事実はない。Aが最初から、「自分は18歳だ」と言って、契約をしたのである。